

令和8年度 相模原市立

田名北小学校いじめ防止基本方針

田名北小学校
令和8年4月1日

相模原市立田名北小学校いじめ防止基本方針

ひろく かしこく たくましく	助け合うことができる子 自ら考え 学び合える子 すすんで行動する子	(心の育成) (学びの育成) (健康の育成)
----------------------	---	------------------------------

【家庭・地域との連携】

- ・PTA ・ 青少年教育カウンセラー
- ・スクールカウンセラー
- ・学校評議員、民生委員
- ・自治会
- ・学校へ行こう習慣
- ・青少年健全育成協議会
- ・学校評議員会
- ・田名地区情報交換会

【田名北小いじめ防止対策委員会】

- ・委員長 校長
- ・副委員長 副校長
- ・児童指導支援選任
- ・支援教育コーディネーター
- ・学年主任
- ・青少年教育カウンセラー

【関係機関との連絡】

- ・SSW、青少相との連携
- ・こども
- ・若者未来局子育て支援センター
- ・民生委員
- ・児童相談所
- ・教育委員会
- ・ケース会議

【近隣校との連携】

- ・田名中学校区
- ・小中高連携協議会
- ・幼保小連携

【いじめの未然防止】

- (1) 児童が主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくり
 - ・学校行事 ・ 特別活動 ・ 学級活動 ・ ソーシャルスキルトレーニング
- (2) 学校の教育活動全体を通じ、児童の自己有用感を高める
 - ・なかよしタイム ・ 特別活動の充実
- (3) 学校の教育活動全体を通じて、人権教育、道徳教育の充実や、読書活動、体験活動などの推進
 - ・道徳教育の充実 ・ 生活科、総合的な学習の時間での体験的活動
- (4) いじめについて教職員だけでなく児童、保護者に対しても周知徹底
 - ・校内外での研修の充実 ・ ネットパトロール便り等情報の提供
 - ・学校だよりなどでの発信（5月、11月号を中心に）
- (5) 学校、家庭、地域の連携した取り組みの推進
 - ・PTA主催の行事 ・ 学校評議員会 ・ 生活調査、学校アンケートの実施

【いじめの早期発見】

- (1) 日常的な観察を充実させ、児童の様子に目を配る
 - ・休み時間の様子観察 ・ 家庭での行動観察 ・ 仲のよい仲間関係にも目を配る
- (2) いじめに関するアンケートの実施
 - ・学校生活における月1回程度のアンケートおよび教育相談 ・ 保護者へアンケート
- (3) 在籍する児童およびその保護者、教職員がいじめに関する相談を行うことができる体制を整備
 - ・青少年教育カウンセラーとの面談 ・ 相談ポストの設置

【いじめへの対処】

- (1) 被害児童を守るとともに、いじめをやめさせ、その再発防止のために、教育的配慮のもと毅然とした態度で加害児童等を指導。
 - ・事実関係を正確に把握・確認 ・ 児童の安全を確保および全面的な支援 ・ いじめを行った児童に対しての指導
- (2) 教職員全員の共通理解、保護者の協力、教育委員会への報告、関係機関・専門機関との連携のもとで対応
 - ・保護者および教育委員会に報告、連携 ・ 犯罪行為が認められる場合は所轄警察署と連携

1. いじめの防止等の取り組みを推進していく基本理念

いじめはすべての児童に関係する問題である。そのため、児童が安心して学校生活を送れるようにし、「いじめをしない させない 許さない」を全教職員の共通理解のもと、学校の内外問わずいじめが行われなくなるよう未然防止に努める必要がある。教職員が共通理解を図るだけでなく、学校と地域、家庭、その他の関係機関との連携を行い、迅速かつ組織的に対応をする。また、いじめを行わない、いじめを認識しながら放置することなく、すべての児童等がいじめの問題に関して理解を深められるよう、お互いに尊重し合う意識や態度を日常的に育てるようにする。

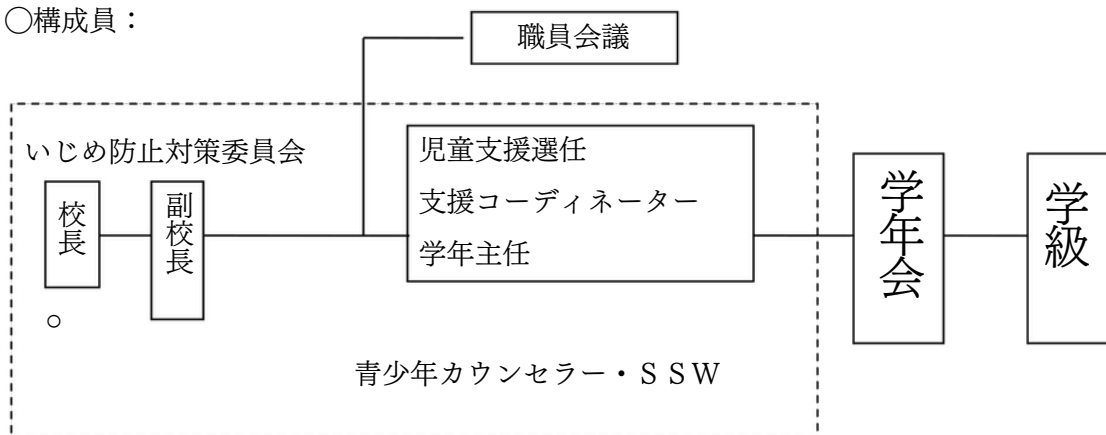
2. いじめ防止等の対策のための組織

学校内において、次の構成員により、いじめ防止等の組織的な取り組みを推進するための組織を置く。

この組織を中心として全教職員で理解を図り、学校全体でいじめ対策を行う。

○組織名称：田名北小いじめ防止対策委員会

○構成員：



委員会の取組内容

- ①いじめを未然に防ぐための対策を考え、教職員全体で共通理解を図る。
- ②いじめが発覚した場合、早期発見・対応するような手だてを考える。
- ③被害児童や加害児童に対する対処を考える。

3 いじめ未然防止の取り組み

いじめはどの児童にも起こりうるという事実を踏まえ、すべての児童を対象にいじめに向かわせないための未然防止に取り組む。

(1) 児童が主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。

①学級活動の時間を活用し、児童自身がいじめの問題の解決に向けてどう関わったらよいかを主体的に考えさせる。

②いじめの問題が、当事者間だけではなく、クラスや学校全体の課題であるとの認識を育むように努める。

(2) 学校の教育活動全体を通じ、児童の自己有用感を高められる機会を充実させる。

①道徳や学級活動などの時間を使い、自分や友だちの大切さや信頼関係を築くこと、生きることの喜びやすばらしさを感じさせる。

②なかよしタイムなどの特別活動や学校行事で、他学年との交流の場を設け関わり合うことで、自分のよさや友だちのよさを見つけ、自信をもったり楽しく人と関わったりさせる。

(3) 学校の教育活動全体を通じて、人権教育、道徳教育の充実や、読書活動、体験活動などの推進をする。

①お互いを思いやり、尊重し、生命や人権を大切にす態度の育成等、人権尊重の教育の充実を図る。

②生きることのすばらしさや喜び等について、読書をとおして感じられるようにしたり、道徳の時間などを使い適切に指導したりする。

(4) いじめ（インターネット等によるいじめを含む）について、校内研修や職員会議で積極的に取り上げ、平素からの共通理解を図るとともに、児童、保護者に対しても周知徹底を図る。

①多くの教員がいじめの問題に関する実践的な研修を受けられるように校内校外含め意欲的に計画・実施する。

②心理・医療等様々な分野から講師を招き、カウンセリングの仕方など目的意識をもった研修を行う。

③ネットパトロール便り等、保護者にも配付し、インターネットや携帯電話等でのいじめについても知らせる。

(5) 学校、PTA、地域の関係団体等と活動をともしする場やいじめの問題について協議する機会を設けるなど、家庭、地域と連携した取り組みを推進する。

①ふれあい広場やクリーン作戦などの行事や学校へ行こう週間をとおして、保護者や地域の方が子どもたちの様子を知る機会を増やす。

②懇談会や学校評議員会などで、児童の様子を共有する機会を持つ。

③学校アンケートをとおして、児童の様子を伝えてもらう。

④学校だよりなどで、いじめ未然防止に関することを伝える。

4 いじめへの早期発見の取り組み

日頃からの児童の見守りや信頼関係の構築に努め、児童が示す小さな変化を見逃さないようにアンテナを高く保つ。

(1) 日常的な観察を充実させ、児童の様子に目を配る。

①授業だけでなく休み時間等にも声をかけて、様相チェックを心がける。

②いじめられている子どものサインをいち早く察知するために、家庭での行動観察およびアンケートをする必要がある。

③仲の良い関係においても細心の注意を払う。

(2) 定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、児童がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。

①自己概念や学習意欲、友だちや教師との関係、学級風土等に関する状況をアンケート調査する。

②定期的な教育相談を行い、いじめの実態把握を試みる。

(3) 在籍する児童およびその保護者、教職員がいじめに関する相談を行うことができる体制を整備する。

①学級・学校での相談ポストの設置、連絡ノートによる家庭連絡等を通して、子ども・保護者からの情報に耳を傾け積極的に情報を収集する。

②青少年教育カウンセラー等を通じての面談や情報交換ができるようにする。

5 いじめの対処

発見・通報を受けた場合には、特定の教員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。

(1) 被害児童を守るとともに、いじめをやめさせ、その再発防止のために、教育的配慮のもと毅然とした態度で加害児童等を指導する。

①いじめの事実関係を正確に把握し、いじめられた児童の安全を確保および全面的な支援をする。

②いじめを行った児童に対し、いじめの非人間性やいじめが他者の人権を侵す行為であることに気づかせ、他人の痛みを理解できるようにする指導を根気強く継続して行う。

③いじめを行う児童に対しては、一定期間、校内において他の児童と異なる場所で特別の指導計画を立てて指導をすることが有効な場合がある。

(2) 教職員全員の共通理解、保護者の協力、教育委員会への報告、関係機関・専門機関との連携のもとで対応する。

①いじめを把握した場合は、速やかに保護者および教育委員会に報告し、適切な連携を図る。

②いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認めるときは、所轄警察署と連携して対処する。

6 重大事態への対処

学校は、重大事態が発生したとの疑いがあると認めるときは、教育委員会による指導及び支援を受けながら、調査を行う。

調査は重大事態に対処するとともに同種の事態の発生の防止に資するためにおこなうものである。

重大事態が発生したとの疑いがあると認めるときには、その事態に対処するとともに、速やかに組織を設け、事実関係を明確にするため在席児童や教職員に対する質問し調査や聞き取り調査等を実施する。

○学校は、重大事態の発生を認定したときには、教育委員会を通じて、すみやかに市長へ重大事態発生についての報告をする。

○当該児童及びその保護者に対し、適時・適切な方法で情報を提供する。

重大事態とは

○いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
(例)

- ・児童が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な被害を被った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合 などのケースが想定される。

○いじめにより児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記の目安にかかわらず、迅速に調査に着手することが必要である。また、児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」、あるいは「重大事態とは言えない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして、報告・調査に当たる。

- ・調査は事実関係を明確にするために行う。いつから、だれから、どのような態様、関係する児童の人間関係、教職員の対応などの事実関係を網羅的に明確にする。
- ・いじめとの因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係をすみやかに調査することが重要である。